

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、国民健康保険税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課事務
②事務の概要	地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民健康保険税の賦課、変更、減免 ②口座振替処理 ③賦課額算定における等別徴収対象者の確認 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険 2. 国民健康保険税 3. MICJET番号連携サーバー 4. 中間サーバー 5. 市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表24、44の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠となる項) なし (主務省令第2条の表における情報照会の根拠となる項) 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314-1316)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部 医療保険課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。 ④ 特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む。)を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5.評価実施機関における担当部署①部署	こども・健康部 医療保険課 医療総務係	市民環境部 医療保険課 総務係		
平成29年5月6日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1221・1222)	総務部総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315・1316)		
平成29年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	こども・健康部 医療保険課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1141,1142,1143)	市民環境部 医療保険課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1038・1039・1040)		
令和1年6月18日	様式変更に伴う改訂				
令和2年2月6日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり		
令和2年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険 2. 国民健康保険税 3. MICJET番号連携サーバー 4. 中間サーバー	1. 国民健康保険 2. 国民健康保険税 3. MICJET番号連携サーバー 4. 中間サーバー 5. 市町村事務処理標準システム	事前	市町村事務処理標準システム導入のため
令和3年2月6日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし		
令和3年5月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】第27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第20条第8号	1. 番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】第27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第20条第8号		
令和4年8月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第20条第8号	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第20条第19号		
令和4年8月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年8月17日 時点		
令和4年8月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和4年8月17日 時点		
令和4年8月17日	IV リスク対策 8. 監査	[]内部監査	[○]内部監査		
令和5年2月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年2月17日時点		
令和5年2月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年2月17日時点		
令和5年2月17日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書		
令和5年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事前	
令和5年8月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月17日時点	令和5年8月10日時点		
令和6年10月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月10日時点	令和6年10月10日時点		
令和6年10月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月10日時点	令和6年10月10日時点		
令和6年10月10日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書		
令和6年12月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 別表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。		
令和6年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。)第16条	1. 番号法第9条第1項及び別表24、44の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条		
令和6年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】第27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供の根拠】第20条第19号	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠となる項) なし (主務省令第2条の表における情報照会の根拠となる項) 48の項		
令和6年12月27日	様式変更による改訂				
令和7年1月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である		
令和7年1月7日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。 ④ 特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む。)を行っている。		